

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について(概要)

1 概 要

- ・道路占用料は、道路管理者である地方公共団体の条例で額および徴収方法を定めることとされている(道路法 39 条 2 項)。
- ・本県の道路占用料は、従来から国の占用料に準じ金額を定めている。
- ・国の占用料改正が「道路法施行令の一部を改正する政令」令和 2 年 4 月 1 日から施行される。

2 改正内容

・占用料単価の改正

前回改正から道路価格等の変動を反映させた単価の改正。

占用料の単価は現行と比較して概ね 0~20%程度上昇となる。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路占用料の額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第2条関係）							本則および付則 省略 別表（第2条関係）						
占用物件の種類		単位	占用料				占用物件の種類		単位	占用料			
			所在地							所在地			
			第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地				第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につ き1年	660	440	350	300	法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につ き1年	730	510	420	380
	第2種電柱		1,000	680	540	470		第2種電柱		1,100	790	650	580
	第3種電柱		1,400	920	730	630		第3種電柱		1,500	1,100	880	780
	第1種電話柱		590	400	320	270		第1種電話柱		650	460	380	340
	第2種電話柱		950	630	500	440		第2種電話柱		1,000	730	610	540
	第3種電話柱		1,300	870	690	600		第3種電話柱		1,400	1,000	830	740
	その他の柱類		59	40	32	27		その他の柱類		65	46	38	34
	共架電線その 他上空に設け る線類	長さ1メ ートルに つき1年	6	4	3	3		共架電線その 他上空に設け る線類	長さ1メ ートルに つき1年	7	5	4	3
	地下に設ける 電線その他の 線類		4	2	2	2		地下に設ける 電線その他の 線類		4	3	2	2
	路上に設ける 変圧器	1個につ き1年	580	390	310	270		路上に設ける 変圧器	1個につ き1年	640	450	370	330
地下に設ける 変圧器	占用面積 1平方メ	350	240	190	160	地下に設ける 変圧器	占用面積 1平方メ	390	270	230	200		

		一トルに つき1年				
	変圧塔その他 これに類する ものおよび公 衆電話所	1個につ き1年	1,200	790	630	540
	郵便差出箱お よび信書便差 出箱		500	330	270	230
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	3,800	1,700	960	670
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,200	790	630	540
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1メ ートルに つき1年	25	17	13	11
	外径が0.07メ ートル以上 0.1メートル 未満のもの		35	24	19	16

		一トルに つき1年				
	変圧塔その他 これに類する ものおよび公 衆電話所	1個につ き1年	1,300	910	760	680
	郵便差出箱お よび信書便差 出箱		550	380	320	280
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	4,300	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,300	910	760	680
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メ ートル未満の もの	長さ1メ ートルに つき1年	27	19	16	14
	外径が0.07メ ートル以上 0.1メートル 未満のもの		39	27	23	20

<u>外径が0.1メートル以上</u> <u>0.15メートル未満のもの</u>	<u>53</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>24</u>
<u>外径が0.15メートル以上</u> <u>0.2メートル未満のもの</u>	<u>71</u>	<u>47</u>	<u>38</u>	<u>33</u>
<u>外径が0.2メートル以上</u> <u>0.3メートル未満のもの</u>	<u>110</u>	<u>71</u>	<u>57</u>	<u>49</u>
<u>外径が0.3メートル以上</u> <u>0.4メートル未満のもの</u>	<u>140</u>	<u>95</u>	<u>76</u>	<u>65</u>
<u>外径が0.4メートル以上</u> <u>0.7メートル未満のもの</u>	<u>250</u>	<u>170</u>	<u>130</u>	<u>110</u>
<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>350</u>	<u>240</u>	<u>190</u>	<u>160</u>
<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>710</u>	<u>470</u>	<u>380</u>	<u>330</u>

<u>外径が0.1メートル以上</u> <u>0.15メートル未満のもの</u>	<u>59</u>	<u>41</u>	<u>34</u>	<u>30</u>
<u>外径が0.15メートル以上</u> <u>0.2メートル未満のもの</u>	<u>78</u>	<u>55</u>	<u>45</u>	<u>41</u>
<u>外径が0.2メートル以上</u> <u>0.3メートル未満のもの</u>	<u>120</u>	<u>82</u>	<u>68</u>	<u>61</u>
<u>外径が0.3メートル以上</u> <u>0.4メートル未満のもの</u>	<u>160</u>	<u>110</u>	<u>91</u>	<u>81</u>
<u>外径が0.4メートル以上</u> <u>0.7メートル未満のもの</u>	<u>270</u>	<u>190</u>	<u>160</u>	<u>140</u>
<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>390</u>	<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>
<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>780</u>	<u>550</u>	<u>450</u>	<u>410</u>

法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	1,200	790	630	540
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			1,900	870	480	340
	地下に設ける通路			1,100	520	290	200
	その他のもの			1,200	790	630	540
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	38	17	10	7
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	380	170	96	67

法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	1,300	910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,100	930	480	330
	地下に設ける通路			1,300	560	290	200
	その他のもの			1,300	910	760	680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	43	19	10	7
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	430	190	96	67

道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	380	170	96	67
		その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	3,800	1,700	960	670
	標識		1本につ き1年	950	630	500	440
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	38	17	10	7
		その他 のもの	1本につ き1月	380	170	96	67

道路法 施行令 (昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と い う。) 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	430	190	96	67
		その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	4,300	1,900	960	670
	標識		1本につ き1年	1,000	730	610	540
	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	43	19	10	7
		その他 のもの	1本につ き1月	430	190	96	67

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	38	17	10	7
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	380	170	96	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800	1,700	960	670
		その他のもの		1,900	870	480	340
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	790	630	540
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルに	380	170	96	67

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	43	19	10	7
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	430	190	96	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300	1,900	960	670
		その他のもの		2,100	930	480	330
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	910	760	680
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルに	430	190	96	67

		つき1月				
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物および同条第7 号に掲げる施設			120	79	63	54
政令 第7 条第 8号 に掲 げる 施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.024 を乗 じて得 た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			
	地下 （トン ネルの 上の地 下を除 く。） に設け るもの	階数が 1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が 2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が 3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額			
政令 第7 条第 9号 に掲	建築物		Aに 0.015 を乗じ て得た 額	Aに 0.017 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.024 を乗じ て得た 額

		つき1月				
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物および同条第7 号に掲げる施設			130	91	76	68
政令 第7 条第 8号 に掲 げる 施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.016 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.023 を乗じ て得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	地下 （トン ネルの 上の地 下を除 く。） に設け るもの	階数が 1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が 2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が 3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
政令 第7 条第 9号 に掲	建築物		Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.016 を乗じ て得た 額	Aに 0.019 を乗じ て得た 額	Aに 0.023 を乗じ て得た 額

<u>げる施設</u>	<u>その他のもの</u>
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物
	<u>その他のもの</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	<u>その他のもの</u>

<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>
Aに0.024を乗じて得た額			
<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>
<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.019を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>
Aに0.024を乗じて得た額			
Aに0.034を乗じて得た額			

<u>げる施設</u>	<u>その他のもの</u>
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物
	<u>その他のもの</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	<u>その他のもの</u>

<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.013を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>
Aに0.023を乗じて得た額			
<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.013を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>
<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.019を乗じて得た額</u>	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			

物						物					
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額				政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額					上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額					その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
注1から11まで 省略						注1から11まで 省略					